

令和 6 年能登半島地震で被災された当国保組合
の被保険者の方々への対応

令和 6 年能登半島地震で被災された当国保組合の被保険者の方々に、

- 1 健康保険証を提示しなくても保険診療が受けられる
- 2 医療機関の窓口での一部負担金の支払いが猶予免除されるのは、
次の①と②のいずれにも該当する方です。

- ① 令和 6 年能登半島地震による災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用市町村に住所を有する
- ② 次のいずれかの申し立てをした者
 - ア 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - イ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - ウ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
 - エ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - オ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

なお、この対応の取扱期間は、令和 6 年 4 月末までの診療、調剤及び訪問看護に係る分です。